

改正

平成 28 年 12 月 16 日訓令第 27 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 19 号

令和 2 年 3 月 27 日訓令第 20 号

只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若年層の地元での就業及び定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、只見町U・Iターン等促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業 雇用期間が 1 年以上（1 年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。）で、所定労働時間が週 30 時間以上であることをいう。又は、個人で農業その他自ら事業を営むことをいう。
- (2) 定住 永住の意思を持ち、只見町（以下「町」という。）に住民登録を行い、かつ、当該住所地を生活の本拠地とすることをいう。
- (3) Uターン者 町の出身者が町外に転出し、1 年以上経過した後、再び町に転入し、定住の意思のある者をいう。
- (4) Iターン者 町外出身者で、新たに町に転入し、定住の意思のある者をいう。
- (5) 新規学卒者 中学校、高等学校、大学（短期大学、大学院を含む）、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業後 1 年以内に定住し（卒業以前から定住している者を含む。）、卒業以前に就業したことが無い者をいう。

(助成金の要件等)

第 3 条 第 1 条に規定する助成金は次のとおりとし、同一人 1 回限りとする。

種類	交付要件	交付金額	加算額
U・Iターン者定住助成金	(1) 定住後 1 年以内に通勤圏内の事業所等に就業し、6 か月以上雇用されている、又は起業、開業していること。 (2) 就業開始日の年齢が 35 歳未満であること。 (3) 3 年を超えて定住する意思があること。 (4) 税金等を滞納していないこと。	1 人あたり 5 万円	交付対象者が扶養している中学生以下の子ども 1 人あたり 5 万円
新規学卒者	(1) 卒業後に定住し、定住後 1 年以	1 人あたり	なし

定住助成金	内に通勤圏内の事業所等に就業し、6か月以上雇用されている、又は起業、開業していること。 (2) 就業開始日の年齢が30歳未満であること。 (3) 3年を超えて定住する意思があること。 (4) 税金等を滞納していないこと。	り10万円	
-------	---	-------	--

(助成金交付申請)

第4条 助成金等の交付を受けようとする者(以下「交付資格者」という。)はU・Iターン等促進助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、交付事由が生じた日から起算して6ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(世帯全員のもの)
- (3) 雇用期間、所定労働時間が確認できる書類、又は自ら事業を営むことを証明する書類
- (4) 卒業を証明する書類(新規学卒者定住助成金のみ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付資格の喪失)

第5条 交付資格者は、申請までの間に次の各号に該当するときはその資格を失う。

- (1) 只見町から住民票を異動したとき。
- (2) 交付資格者又は同居の親族が町税又は町に納付すべき公共料金等を未納しているとき。
- (3) その他町長が適当でないとき。

(助成金の交付の決定)

第6条 助成金等の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を助成金等交付決定通知書(様式第3号)又は却下決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支出)

第7条 前条の決定により助成金等を交付決定された者は、助成金交付請求書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求を受けた日から30日以内に助成金を支払わなければならない。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は支給対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者あるいは要保護者である者
- (2) 転勤その他の事由により定住が担保されていない者
- (3) 地域おこし協力隊
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日訓令第27号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第19号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第20号）

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に交付要件を満たした場合に適用し、令和2年3月31日までに改正前の只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱の規定に基づく助成要件を満たした場合は、なお、従前の例による。

只見町長 様

申請者住所  
氏名 印  
電話番号（ - - ）

只見町U・Iターン等促進助成金交付申請書

只見町U・Iターン等促進助成金について助成金の交付を受けたいので、只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

助成金の種類	<input type="checkbox"/> U・Iターン助成金 <input type="checkbox"/> 新規学卒定住助成金			
	就業先			
①U・Iターン助成金	前住所	〒		
	対象者氏名	申請者	( 才)	
		配偶者	( 才)	
		子	( 才)	
		子	( 才)	
		子	( 才)	
		子	( 才)	
	助成金額	単身	<input type="checkbox"/> 10万円	
		夫婦	<input type="checkbox"/> 20万円	
		子	<input type="checkbox"/> 10万円 × 人 = 万円	
合計		万円		
②新規学卒定住助成金	対象者氏名	申請者	( 才)	
	助成金額		10万円	
添付書類	(1) 住民票の写し（世帯全員のもの） (2) 誓約書兼同意書 (3) 会社等の就業証明書、開業届等内容の分かるもの（起業の場合） (4) その他町長が必要と認める書類			

※助成金に応じて、①または②を記載。

誓約書兼同意書

私は只見町U・Iターン等促進助成金交付申請に当り、下記のとおり誓約・同意します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 定住する意思を持って只見町に居住し、只見町民として義務を果たし、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となります。
- 3 集落活動等、地域の活動を理解し、地域住民との円満な関係を構築します。
- 4 只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱第8条の規定により助成金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。
- 5 この助成金に関する内容確認のため、申請者及び世帯構成員（世帯分離した同居人を含む。）の住民登録状況及び納税状況、公共料金支払状況等について調査が必要となった場合、担当課において調査を行うことに同意します。

平成 年 月 日

只見町長 様

申請者 住所（転入前）

（転入後）

氏名

⑩

（氏名欄は自署してください。）

只見町U・Iターン等促進助成金交付決定通知書

只見町指令 第 号  
平成 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

只見町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、只見町U・Iターン等促進助成金については、要綱第6条の規定により、下記条件を付して次のとおり交付決定します。

助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

1 交付の条件

只見町U・Iターン等促進助成金交付申請書及び添付書類の記載事項に虚偽がないこと。  
3年以上、只見町内に居住すること。

様式第4号（第6条関係）

只見町U・Iターン等促進助成金却下決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

只見町長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった、只見町U・Iターン等促進助成金については、要綱第6条の規定により、下記理由により交付しないこととしましたので通知します。

記

理由

平成 年 月 日  
第 号

只見町U・Iターン等促進助成金交付請求書

只見町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日付け只見町指令第 号で交付決定を受けた只見町U・Iターン等促進助成金について只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円